

広島県立歴史民俗資料館ツイッター利用規約

制定 令和5年3月9日

「広島県立歴史民俗資料館ツイッター運用方針」に基づき、広島県立歴史民俗資料館ツイッター利用規約を次のとおり定めます。

この利用規約は、広島県立歴史民俗資料館（以下「当館」という。）が運用するツイッターを利用する全ての方（以下「利用者」という。）に適用します。内容を確認し、同意いただいた上で御利用ください。

1 禁止事項

当館ツイッターを御利用いただく際には、下記事項が含まれるコメントは御遠慮ください。下記事項に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなく、コメントを削除することがあります。

- (1) 法律・法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- (4) 成りすまし、虚偽や事実と異なる情報、正否の確認できない噂や迷信に類するもので利用者を惑わせたり不安を与えたりする情報等を掲載するもの
- (5) 勧誘、宣伝、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (7) 知的財産権（著作権、商標権等）、肖像権等を侵害するもの、又は侵害するおそれのある行為
- (8) 個人のプライバシーを侵害するもの
- (9) 有害なプログラム等の送信により通信機器の機能や利用者のアクセスを妨害するもの、又は情報を引き出すもの
- (10) 当館、利用者や第三者を誹謗中傷するもの
- (11) 当館、利用者や第三者に不利益を与えるもの
- (12) 当館の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) その他当館が不相当と判断したもの

2 免責事項

- (1) 当館の投稿内容は精査した上で掲載しますが、情報の完全性や有用性を保証するものではありません。
- (2) 利用者が当館ツイッターを利用することで生じたいかなる問題及び損害についても、当館は一切責任を負いません。

3 知的財産権

リツイート、いいね機能については、自由に御使用いただけます。

なお、掲載している情報（個々の文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（著作権、商標権等）、肖像権等は、当館又は正当な権利を有する者に帰属します。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

また、コメント等の投稿に係る著作権は、当該投稿を行った本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は当館に対し、投稿コンテンツを全世界において非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当館に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

4 その他

当館は予告なく当利用規約を変更する場合があります。変更後の利用規約は、本ページ上に掲載した時点から効力を発するものとします。